

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県警察放置車両確認事務委託契約に係る入札参加資格者の資格審査要領の廃止

警察本部会計課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

【公告】

○ 一般競争入札の実施

情報政策課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ ” ” ” ”

” ” ” ”

○ ” ” ” ”

” ” ” ”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【海区漁業調整委員会】

○ 漁業の操業禁止の指示

海区漁業調整委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百一号

岡山県警察放置車両確認事務委託契約に係る入札参加資格者の資格審査要領（平成十七年岡山県告示第六百七十三号）は、廃止する。

平成二十八年七月十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第四百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十八年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
サンヨー薬局新倉敷駅前店	医療機関の名称	サンヨー薬局新倉敷駅前店	なの花薬局新倉敷駅前店	平成二十八年七月一日

〔三〇六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

平成二十八年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 大

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

岡山県インターネット接続系端末環境導入及び運用保守業務 1式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び岡山県インターネット接続系端末環境導入及び運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

平成28年11月1日から平成33年10月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成28年度において県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第35号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査

第11804号 岡山県公報 平成28年7月15日

の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者名簿に登録されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9その他、小分類：12レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課

電話 (086) 226-7264

電子メールアドレス johoh@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所等

平成28年7月15日 岡山県公報 第11804号

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課

電話 (086) 226-7265

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年7月15日(金)から同月28日(木)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、岡山県県民生活部情報政策課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書等の提出方法

入札書等の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年8月24日(水)午前10時

ただし、郵送等による場合にあつては、平成28年8月23日(火)午後5時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

開札後、予定価格の範囲内の応札者に限り、提案書説明会を開催し、評価を行う。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を平成28年7月28日(木)までに、4(1)の場所に提出(郵送等に

よるものを含む。) しなければならない。

6 落札者決定基準

(1) 入札金額に応じて、次のとおり価格点を与える。(配点130点)

価格点 = $130 \times (1 - (\text{入札金額} \times 1.08) / \text{予定価格})$

(2) 提出された提案書の内容に応じて、次の評価項目及び評価内容により内容点を与える。(配点260点)

評価項目	評価内容	配点
基本方針	基本方針	4
	サービスレベル	12
	導入業務の範囲	8
導入業務要件	システムの構成	20
	端末環境の内容	40
	各種管理サーバ等の内容	28
	将来的な拡張	20
	実施体制等	8
	試験	4
	初期設定等支援	4

	災害対策	4
運用保守業務要件	運用保守業務の範囲	8
	運用業務	32
	保守業務	32
	実施体制	8
	他団体における実績	8
その他要件	機密保持の考え方	8
	本業務満了後の費用	4
	仕様書にない提案	8

(3) 落札者の決定方法

入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていない者のうち、(1)の入札金額並びに(2)の評価項目及び評価内容により、価格点及び内容点の合計得点の最も高い入札者を落札者とする。なお、価格点及び内容点の合計得点が高者が2者以上あるときは、内容点の高い者を優先する。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) その他
詳細は, 入札説明書による。

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Construction, operation and maintenance services for Internet Connection System of Okayama Prefectural Government 1 set

(2) Lease period :
From 1 November, 2016 through 31 October, 2021

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
10 : 00 A.M. 24 August, 2016

(5) Contact point for the notice :
Information policy section, Citizens services department, Okayama Prefectural Government

2-4-6 Uchisange, kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL : (086) 226-7265

〔三〇七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字南国府東三八六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市金井戸四〇九一ーレジデンス矢吹三号室

池田 峻輔

三 許可番号

岡山県指令建指第一号

〔三〇八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二二―一九、一六二二―二〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田一二七七ニューシティサエキ二〇二

藤原 裕紀

藤原 麻記

三 許可番号

岡山県指令建指第四六号

〔三〇九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字鋸先キ四二七―四、四二八―六、四二八―一〇、四二九―四、四

二九―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区西市八五八―一リバテイ三〇五号

石坂 卓美

三 許可番号

岡山県指令建指第六六号

〔三一〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字大原八二五―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央六丁目八―一〇六

株式会社アシスト不動産

代表取締役 秋山 英之

三 許可番号

岡山県指令建指第三六七号

〔三一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年七月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字大原八二五―一

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央六丁目八―一〇六

株式会社アシスト不動産

代表取締役 秋山 英之

五 許可番号

岡山県指令建指第三六七号

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十八年度第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、漁業の
操業について、次のとおり指示する。

平成二十八年七月十五日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 豊 田 安 彦

一 禁止する漁業の種類

あみ押網漁業（ただし、押網を船首に装備する通称ガツチャンを対象漁法とし、三
角の押網を船側に装備して行う漁法を除く。）

二 禁止区域

1 児島湾

2 水門湾

岡山市東区西幸西のテイカ株式会社のと波止突端から岡山市東区正儀のかんす波止
の突端見通し線と陸岸によって囲まれた海面

3 吉井川

岡山市東区九幡の東防波堤突端の赤灯台から岡山市東区西幸西の外波崎突端見通
し線以北の吉井川水面

4 旭川

岡山市中区江並の三幡の潮見塔から岡山市南区海岸通のDOWAエレクトロニク
ス岡山株式会社南東端見通し線以北の旭川水面

三 禁止期間

毎年一月一日から十月三十日まで（二の禁止区域のうち2から4までに掲げる区域
にあつては、毎年一月一日から十二月三十一日まで）

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給
を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に
届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十八年八月十六日から平成三十一年八月十五日まで（三年間）